

【表紙】

|                |                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                                                         |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                                              |
| 【提出先】          | 関東財務局長                                                                                                                          |
| 【提出日】          | 2026年3月18日                                                                                                                      |
| 【会社名】          | GMOプロダクトプラットフォーム株式会社<br>(旧会社名 GMOリサーチ & AI 株式会社)                                                                                |
| 【英訳名】          | GMO Product Platform, Inc.<br>(旧英訳名 GMO Research & AI, Inc.)<br>(注)2025年8月1日開催の臨時株主総会の決議により、2025年10月1<br>日から会社名を上記のとおり変更いたしました。 |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 荻田 剛大                                                                                                                   |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役CFO 森 勇憲                                                                                                                     |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都渋谷区桜丘町26番1号                                                                                                                  |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                                                                                                |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長荻田剛大及び取締役CFO森勇憲は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社の残りの4社については、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは単一のセグメントであるプロダクトプラットフォーム事業を展開しており、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している各事業拠点の金額的な重要性並びに質的重要性について総合的に勘案し、当社及び連結子会社3社を「重要な事業拠点」としました。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）で再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、当社グループの事業活動を踏まえ、「売上高」「業務委託費(原価)」「売掛金」「ソフトウエア」「ポイント引当金」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

当社は、2025年12月26日付でSTOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）の株式を取得し、同社を連結子会社としましたが、当社の経営者は、2025年12月31日現在における財務報告に係る内部統制の有効性の評価から同社を除外しています。これは、当該株式の取得が当社の連結会計年度末日付近に行われたことから、当該会社の規模や事業の複雑性等を考慮すると、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためです。なお、当事業年度においてはSTOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）の貸借対照表のみを連結し、連結損益計算書には同社の損益は含まれていません。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）については、2025年12月26日付で株式取得手続を完了し、連結子会社となったものであり、当該会社の規模や事業の複雑性等を考慮すると、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。